

○旭川市民生委員の定数を定める条例

平成 27 年 3 月 25 日条例第 17 号

改正

平成 28 年 3 月 25 日条例第 27 号

平成 31 年 3 月 22 日条例第 13 号

令和 4 年 3 月 25 日条例第 11 号

旭川市民生委員の定数を定める条例

(趣旨)

**第 1 条** この条例は、民生委員法（昭和 23 年法律第 198 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、民生委員の定数を定めるものとする。

(民生委員の定数)

**第 2 条** 民生委員の定数は、786 人とする。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 25 日条例第 27 号）

この条例は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 22 日条例第 13 号）

この条例は、平成 31 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 25 日条例第 11 号）

この条例は、令和 4 年 12 月 1 日から施行する。